○雫石町広告掲載要綱

平成20年１月23日告示第３号

改正

平成21年３月30日告示第63号

平成23年３月29日告示第57号

平成24年３月28日告示第53号

平成26年３月19日告示第62号

平成27年４月１日告示第32号

平成28年３月28日告示第60号

平成28年３月28日告示第64号

令和３年４月１日告示第56号

令和５年３月29日告示第76号

令和６年３月15日告示第37号

雫石町広告掲載要綱を次のように定め、平成20年２月１日から施行する。

雫石町広告掲載要綱

（目的）

第１　この要綱は、町が保有する公有財産、物品、印刷物等（以下「町有資産」という。）を広告媒体とし、民間事業者等の広告を掲載し、又は掲出すること（以下「広告掲載」という。）に関して必要な事項を定めることにより、町の新たな財源を確保するとともに、民間事業者等に地域貢献の機会を提供し、もって町民サービスの向上を図ることを目的とする。

（基本原則）

第２　消費者の保護、地域社会及び経済の健全な発展、町民生活の向上等を図るため、町有資産に掲載する広告についての基本原則を次のとおり定める。

（１）　公正で誠実なものであること。

（２）　広告の受け手に不利益を与えないものであること。

（３）　児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。

（４）　品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。

（５）　関係法規及び社会秩序を守るものであること。

（広告掲載の制限）

第３　次に掲げる広告は、媒体に掲載しないものとする。

（１） 政治性又は宗教性のあるもの及び選挙に関するもの

（２） 意見広告、名刺広告等個人の宣伝に類するもの

（３） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業広告その他これに類するもの

（４） 消費者に不利益を与えるおそれがあるもの

（５） 青少年のための環境浄化に関する条例（昭和54年岩手県条例第35号）で規制される業種等その他これに類するもの

（６） 公序良俗に反するもの

（７） 社会問題についての主義主張

（８） 各種法令等に違反しているもの及び違反行為を助長するおそれがあるもの

（９） 前各号に掲げるもののほか、町有資産の性質に照らし広告を掲載することが適当でないと町長が認めたもの

２ 前項に定めるもののほか、広告の掲載基準は、別に定める。

（広告を媒体に掲載できる者の範囲）

第４ 広告を媒体に掲載できる者は、次のとおりとする。

（１） 町内に本社又は営業所を有する会社法人、医療法人、企業組合等及び個人事業主等

（２） 国、政府機関、地方公共団体、独立行政法人等

（３） 町内に事務所を有する公益法人

２ 町内に本社又は営業所を有しない会社法人、医療法人、企業組合等及び公益法人等は、媒体の広告掲載枠に余裕があるときに限り、広告を媒体に掲載することができる。

（広告掲載の申込み）

第５ 町有資産に広告掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書（様式第１号）に関係資料を添えて町長に提出するものとする。

（広告掲載の可否）

第６ 広告掲載の可否は、第17に規定する審査会の審査を経て、町長が決定するものとする。

（広告掲載の承認等）

第７ 町長は、第６の規定により広告掲載を承認したときは、申込者に広告掲載承認通知書（様式第２号）により通知するものとする。

２ 町長は、第６の規定により広告掲載を不承認としたときは、申込者に広告掲載不承認通知書（様式第３号）により、理由を付して通知するものとする。

（広告掲載の優先順位の原則）

第８　広告掲載の申込みが、掲載可能数を上回った場合の掲載の優先順位は、次の順序とする。

（１）　国、政府機関、地方公共団体その他これに類するもの、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）、海上運送法（昭和24年法律第187号）、航空法（昭和27年法律第231号）等に基づき事業免許を受けている運輸関係機関、水道、ガス、電気等の供給関係機関、新聞、ラジオ、テレビ等の公的報道機関及び銀行、信用金庫、農業協同組合、漁業協同組合等の金融機関の広告主が掲載するもののうち、町民生活に及ぼす影響が大きく、他の広告に優先して掲載する必要があると町長が認めたもの

（２）　掲載しようとする媒体において、町長が定める期間において掲載したことのない広告主の広告

（３）　前２号に掲げる広告以外の広告

２　前項第１号の規定の適用を受けようとする申込者は、優先されるべき理由等を記載した書面を第５に規定する広告掲載申込書に添えて提出するものとする。

（広告掲載の仕様）

第９　広告掲載にかかる仕様は、広告を掲載する媒体ごとに町長が別に定めるものとする。

（契約方法）

第10　雫石町は、広告の掲載にかかる契約を、次のいずれかの者と締結する。

（１）　町長に直接広告掲載を申し込んだ広告主

（２）　申込者の募集その他広告掲載に必要な事項を請け負う広告取扱業者（以下「広告取扱業者」という。）

２　前項第２号に掲げる広告取扱業者と契約を締結するときは、第９に規定する仕様及び雫石町契約規則（平成26年雫石町規則第５号）に基づき、競争入札又は随意契約の方法により広告取扱業者を決定するものとする。

（広告取扱業者の資格要件）

第11　広告取扱業者の資格要件は、次のとおりとする。

（１）　雫石町競争入札参加者資格があり、指名停止等の措置を受けていないこと。

（２）　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（広告取扱業者の業務）

第12　広告取扱業者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）　広告主の募集、広告掲載申込書等提出の業務代行

（２）　広告掲載原稿の納入及び校正の業務代行

（３）　広告掲載の確認の業務代行

（４）　広告料の納入

（５）　広告主との調整

（６）　その他広告掲載に関する事項

（広告原稿の提出）

第13　第７第１項の規定により広告掲載を承認された申込者（以下「広告主」という。）は、広告掲載にかかる完全版下原稿又は成果物を作成し、町長が指定する期日までに提出するものとする。

２　完全版下原稿又は成果物の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

（広告掲載の確認）

第14　広告を掲載したときは、町長は広告主（第10の規定により広告取扱業者を決定した場合にあってはその広告取扱業者）に広告掲載完了報告書（様式第４号）（以下「報告書」という。）を送付するものとする。

２　前項に規定する広告を掲載したときとは、次のいずれかをいう。

（１）　印刷物　印刷物の配布を開始したとき。

（２）　ホームページ　ホームページに広告を掲載し、公開したとき。

（３）　その他　前２号のほか町有資産ごとに広告の掲載を開始したとき。

３　第１項の規定により報告書を受領した広告主又は広告取扱業者は、報告書を受領した日から３日以内に広告の掲載を確認し、これを認めたときは町長に広告掲載完了確認書（様式第５号）（以下「確認書」という。）を提出するものとする。

（広告掲載の料金等）

第15　広告料金及び広告料金の納入方法は、広告を掲載する町有資産ごとに町長が定めるものとする。

（掲載広告に関する責任）

第16　媒体に掲載した広告に関する責任は、広告主がすべて負うものとする。

２　町長は、広告の内容についてこの要綱等に違反しているおそれがある旨の通報があったときは、広告主に当該広告の内容の事実を確認するものとする。

３　町長は、前項の確認の結果、広告の内容に虚偽が明らかになったときは、広告の掲載の取消し

等必要な措置を講ずるものとする。

４　前項の措置に要する費用は、広告主の負担とする。

（審査機関）

第17　第６の規定により広告掲載の可否を審査するため、雫石町広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

２　審査会は、副町長及び次に掲げる職員をもって構成し、副町長を委員長とする。

（１）　総務課長

（２）　総合政策課長

（３）　福祉課長

（４）　観光商工課長

（５）　会計管理者

（６）　教育次長

３　委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

（会議）

第18　広告媒体の所管課長等は、広告掲載申込書を受理したときは、広告審査会開催申請書（様式第６号）により審査会の開催を委員長に求めるものとする。

２　審査会の会議は、前項の規定に基づき所管課長等の求めに応じ、又は委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。ただし、審査会の開催が困難なときは、回議により審査会の会議に代えることができるものとする。

３　委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する課長等を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めることができるものとする。

４　委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができるものとする。

（庶務）

第19　審査会の庶務は、行政組織について定める町規則の規定により広告掲載に関することを所掌する課において処理する。

附　則（平成21年３月30日告示第63号）

この告示は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成23年３月29日告示第57号）

この告示は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月28日告示第53号）

この告示は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月19日告示第62号）

この告示は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年４月１日告示第32号）

この告示は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月28日告示第60号）

この告示は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月28日告示第64号）

この告示は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（令和３年４月１日告示第56号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月29日告示第76号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月15日告示第37号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

様式第１号（第５関係）

様式第２号（第７関係）

様式第３号（第７関係）

様式第４号（第14関係）

様式第５号（第14関係）

様式第６号（第18関係）